

小項目 No. 19 事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化

大項目	Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
中項目	5. 関係機関との連携確保等
小項目	No. 19 事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化
中期計画	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）で定められた方針を着実に実施しつつ、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び基金が中心となり、連絡会を設置する等により、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築する。また、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、事業の不断の見直しを行う。特に、国際観光振興機構との事業の連携強化を図るため、両法人の本部事務所の共用化について検討を行い、平成 26 年夏までに具体的な工程表を策定する。
年度計画	国際交流をオール・ジャパンで促進する観点から、効果的かつ効率的に事業を実施するため、他省庁・他独立行政法人等関係機関との協力・連携の確保・強化を図る。また、国際業務型法人との連携については、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。 さらに、事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、国際的な交流促進の観点から効果的かつ効率的に事業を実施するため、国際広報連絡会議等の場を活用するとともに、外務省が設置した「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言も活かし、環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ事業の不断の見直しを行う。

【業務実績】

指標 1：国際的な交流促進の観点からの関係省庁・機関との情報共有及び調整・連携の仕組みの構築

1. 国際業務型独立行政法人との情報共有及び連携協力

従来から国際業務型法人とは、連携・協力とオールジャパンの取組みの効率的な展開に努めてきたが、これに関しては平成25年度中において以下の取組みを行った。

- (1) 国際業務型法人が3法人以上存在する世界16都市（いずれも基金海外事務所所在地）において、平成24年度に締結した同都市所在の法人連名によるワンストップサービス実現のための連携合意書に基づき、定期的な会合による情報共有、オールジャパン連携事業への参画、広報の相互協力、施設の提供等を行った。
- (2) 事業面での交流促進に関しては、平成24年度から開始された観光庁「訪日旅行促進海外現地オールジャパン連携事業（在外公館等連携事業）」に関し、平成25年度も引き続き在外公館及び独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）、日本貿易促進機構（JETRO）等と連携協力して参画することにより、基金本来の役割である文化交流分野の主要な役割を担い、総合的な日本紹介と観光振興の相乗効果を得ることを目指し、以下の参画・協力を行った。

事業例：

① 日韓交流おまつり（韓国）

日韓合同で行われる大規模な交流行事で2013年の参加者は約45,000人。日本側が官民合同で参画する中で、基金は同おまつり内でブースを設置し、日本から招へいした和菓子専門家による和菓子紹介とお菓子作り体験事業を実施した。200名を超える多くの人々が和菓子作りを体験した。そのほか、島根県の浜田石見神楽社中による石見神楽「大蛇」他の公演、韓国でも人気の高い若手俳優の三浦春馬氏他のトークショー、J-POPバンドによるライブの実施を支援した。

② 日中アニメ声優祭り（中国）

日本のアニメ・マンガの愛好サークルが日本から人気声優を招へいして実施する交流イベント及び声優文化を紹介する展示会の実施を支援。日中関係悪化の中でも、根強いファンに支えられ、交流イベントには約300人の参加者を集めた。イベント会場にはJNTO北京事務所が日本観光紹介ブースを設置したほか、イベント中にも声優に関係した東京のスポット紹介がなされる等、複合的に日本の魅力を紹介するイベントとなった。

③ New York Comic Con 2013（米国）

New York Comic Conにおいて、在外公館・JETRO等との連携によりブースを出店し、併せてクリプトン・フューチャー・メディア株式会社社長による講演会を実施。同社が発売している初音ミク英語版「Hatsune Miku V3 ENGLISH」制作秘話、現在制作中の「MEIKO V3」のプレビュー、また今後の日本や海外での初音ミクイベントについて紹介した。当日は、定員550名の会場は満員となり、会場に入ることができなかった人が300名を超えるほど盛況だった。

④ トロント・アウトドア旅行博（カナダ）

JNTOトロント事務所の主導で、在トロント総領事館、JETROトロント事務所と共にトロント・アウトドア旅行博に参加した。日本ブースを出展するのに併せて、同博覧会初日に日本レセプションを実施し、約150人の来場者に対して、日本の釣りに関するプレゼンテーションのほか、各協力団体からの観光及びアウトドアの名所についてのプレゼンテーション、和太鼓公演による文化紹介と、それぞれの団体が持ち味を生かして日本の多様な側面を紹介した。

(3) 独立行政法人国際協力機構(JICA)との間では、主として日本語事業分野に関して、以下の連携・協力を行っている。

① JICAが8か国9か所にて支援プロジェクトを実施中、または実施済みの日本センターのうち、6か国（ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタン、モンゴル、ラオス、キルギス）のセンターにおいて、日本語事業、相互理解事業をJICAから当基金が受け継いで実施することとし、平成23年度より日本語講座を開講している。

② 平成24年度より、JICAが従来実施してきた日系人「継承日本語教育研修」全5コースのうち2コース相当分を「日本語重点コース」に、3コースを「日系人継承教育(日系人としてのアイデンティティ向上)」に事業を編成し、前者を当基金が担当、後者をJICAが担

当することになり、外国語としての日本語教育に特化した海外日本語教師日系人教師研修を日本語国際センターで新規に開始した。平成 25 年度は、4 カ国から 9 名が参加し、2 か月間の研修(2014 年 1 月 15 日から 3 月 14 日)を J I C A 横浜と連携(J I C A 横浜見学、J I C A 研修参加者との共同ワークショップ等)して実施した。

- ③ 青年海外協力隊日本語教育隊員の派遣前研修に関し、日本語国際センターへの訪問受け入れ、及び同センターの日本語教育専門家の出講によって協力した。
- ④ 基金の海外派遣日本語専門家が J I C A 派遣ボランティアの活動に協力、また、双方の意見・情報交換の機会を設けた。
- ⑤ 海外での日本語教師セミナー、アドバイザー出張指導等で、基金派遣日本語専門家が J I C A ボランティア活動に協力した。
- ⑥ J I C A ナレッジマネジメント (J K M) 日本語教育分野に係る支援委員会に基金日本語事業部門のスタッフが参加、情報共有を図った。

2. その他の省庁・独立行政法人との情報共有及び連携・協力

(1) 内閣府・内閣官房

- ① 他省庁や民間企業も参加するオール・ジャパンの取り組みにおいて、文化交流を通じて積極的に貢献するため、内閣府が事務局を務める次の連絡会議に出席した。

- ・「国際広報強化連絡会議」(2013年4月26日設置)(平成25年度は1回参加)
- ・「日本産酒類の輸出促進連絡会議」(2013年3月12日設置)(平成25年度は1回参加)

- ② 内閣官房がとりまとめたクールジャパン発信力強化のためのアクションプランに沿って、日本の食文化の海外への発信(日本酒セミナー等)や、伝統と現代を融合した芸術作品の海外への紹介(「日本人とキャラクター」展等)、クールジャパン発信イベントへの参画(在外公館・J E T R O 等との連携による「New York Comic Con」におけるブース出店等)を行った。
- ③ 日本語事業として、平成24年度に実施した「2012年度日本語教育機関調査」の結果や海外日本語教育振興に資する情報を収集した「日本語教育国・地域別情報」が内閣府の「アジア文化交流懇談会」(2013年4月～9月)における議論で活用された。

(2) 文化庁

- ① 文化芸術交流分野においては、事業実施の重複を避け、効果的な連携・協力を進めるため、継続的な情報共有と意見交換に努めるとともに、年度計画策定時および必要時に適宜、個別事業の摺り合わせを行った。
- ② 文化庁が実施する「日中韓芸術祭」「シンガポールにおけるポップカルチャー分野の専門家派遣等事業」の企画選定委員会委員として基金職員が協力。
- ③ パリ日本文化会館において、文化庁、宮内庁と共催で、明治初期以降引き継がれている皇室の伝統文化の一つである宮中御養蚕を紹介する展覧会を実施。
- ④ 文化庁が実施する文化交流使事業に関し、基金海外事務所が現地での公演会場の提供、実施協力等を行った。

- ⑤ 日本語事業分野においては、文化庁文化語部国語課が主催する「日本語教育推進会議」に参加し、より効果的な日本語教育推進に向けて関係機関（関係省庁、独立行政法人、財団・社団、大学等）との情報交換を行ったほか、文化庁が運営する日本語教育コンテンツの総合情報サイト「NEWS」（2013年4月1日公開）に、基金の日本語教育関連情報が掲載されている。個別事業に関しても、随時、情報共有を行った。

（3）その他

- ① 農林水産省（「日本の食を広げるプロジェクト」事業関連）、経済産業省（「クール・ジャパン戦略推進」事業関連）との情報共有を行った。また、経済産業省及び総務省（「コンテンツ海外展開等促進基金」）の情報を収集し、基金事業との関係を整理した。
- ② 文化遺産国際協力コンソーシアムについては、企画分科会に基金職員が参加することで情報共有を行ったほか、同コンソーシアムが開催した世界遺産シンポジウム「世界遺産の未来－文化遺産の保護と日本の国際協力」を後援した。また、同コンソーシアムの第14回研究会「文化遺産保護の国際動向」において、安藤理事長が基調講演を行い、その模様がNHKでも紹介された。
- ③ 文部科学省の「大学の世界展開力強化事業～ASEAN諸国等との大学間交流形成支援～」のSEND（Student Exchange for Nippon Discovery）プログラムに対し、ASEAN各国等に留学する日本人学生が日本語指導・日本文化紹介等の補助活動を行うため、必要に応じて現地機関の紹介や情報提供等の側面支援を行った。
- ④ 経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の訪日前研修の実施にあたっては、関係省庁である、外務省、厚労省、経産省をはじめ、EPA候補者と国内の病院・介護施設を仲介している国際厚生事業団、さらには来日後研修を実施する機関・民間日本語学校（平成25年度の場合は、一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）及び株式会社アーク・アカデミー）と連携を行った。なお、ベトナムEPA研修の委託機関でもあるアーク・アカデミーとは、相互の研修を視察し、意見交換を行った。

3. 公益法人・地方公共団体との連携・協力

（1）公益法人との連携・協力

国際交流事業の規模・内容等を調査して現状把握に努めつつ、一部の公益法人とは連携で事業を実施したほか、重複排除、連携・協力のために連絡・協議を行った。

連携・協議等の例は以下の通り。

- ① 公益財団法人交流協会及び公益財団法人日韓文化交流基金については、両法人が対象としている国・地域向け事業に関し、事業の重複実施を避けるために情報交換を行っている。
- ② 公益財団法人日本国際教育支援協会との業務連携、共催により日本語能力試験を実施した。
- ③ 公益財団法人ユニジャパンについては、日本映画データベース「JFDB」を共同制作している。
- ④ 財団法人自治体国際化協会については、全国のJETプログラム参加者の中から日本語教育に関心をもつ参加者を対象に基礎的な日本語教授法研修を共催で実施し、JET参加者に対する研修参加の募集の広報につき協力を得た。

(2) 地方自治体との連携・協力

- ① 2013年10月～12月にパリ日本文化会館において、加賀百万石の城下町・金沢の文化を紹介する一連の事業(加賀藩の伝統文化をテーマにした展覧会、金沢の歴史に関するミニ展示、加賀宝生の公演、加賀象嵌人間国宝の中川衛氏の実演・講演等)を金沢市と共催で実施した。
- ② 日本語国際センターでは、埼玉県やさいたま市が行う国際交流イベントを共催したり、施設提供で協力したりした。また、西原鈴子所長が、埼玉県が実施している「埼玉グローバル賞」の審査委員を務めた。関西国際センターにおいては、専門日本語研修の実施にあたり、大阪市・神戸市・堺市などの協力を得た。また、東日本大震災で亡くなった二人の米国人 J E T A L T を記念して実施している米国 J E T 記念高校生訪日研修では、宮城県、陸前高田市の全面的な協力を得て、地元小中高等学校訪問と地元の高校生等との交流を実施した。両センターの日本語教育専門員は、周辺自治体等が実施する日本語教育関連の講座等に出講して協力した。

4. 海外の公的機関との連携

スペインのカーサ・アジア、ドイツのベルリン日独センター、インド文化関係評議会、トルコのユヌス・エムレ・インスティテュートと協力協定を継続した。また、基金と類似の性格の各国文化交流機関との相互連絡や連携を平成25年度も引き続き行った。

主な実績は次の通り。

- ① カーサ・アジアとは、平成25年度も引き続き、バルセロナにおいて日本語講座を共同で実施した。
- ② アンスティチュ・フランセとは英国において、現地の外国語教育支援組織と三者で合意書を交わし、フランス語を教えている中等教育機関において基礎的な日本語学習を導入するプロジェクトの実施に向けた準備に着手した。
- ③ ベルリン日独センターとの人事交流を継続して実施した。

指標2：国際観光振興機構との本部事務所共用化についての検討状況

国際観光振興機構(J N T O)との連携については、2013年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、以下の措置を講ずることが定められた。

【国際交流基金】

○本法人と国際観光振興機構は、日本ブランドの確立及び訪日外国人旅行者数の一層の拡大のため事業の連携強化等を図る必要があり、両法人の本部事務所を平成28年度末を目途に共用化することを目標とし、平成26年夏までにその具体的な工程表を策定する。

上記の閣議決定を踏まえ、J N T Oとの間に共用化検討会議を3回開催し、工程表策定に向けての準備を進めた。

(事業の連携については上記1.(2)に記載)